

仕様書（案）

1 委託業務名

令和8年度地域伝統行事お助け隊プロモーション動画制作業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 委託業務の内容

地域伝統行事お助け隊プロモーション動画の制作

(1) 目的

福岡県では、担い手不足により継続が危ぶまれる祭り、風習その他の地域の伝統行事の担い手として活動していただける方を地域伝統行事お助け隊（以下、「お助け隊」という。）として登録し、伝統行事の実施団体（以下、「実施団体」という。）から要請のあった支援活動に対してボランティアとして派遣する制度を実施している。

本事業の実施にあたり、より多くの方や実施団体に本事業を活用いただけるよう、事業内容を広く発信することを目的として、動画を制作するものである。

(2) 全体構成

ア 地域伝統行事に参加することの意義や魅力が分かりやすく伝わる動画構成とすること。

イ お助け隊への登録や伝統行事への参加を促すとともに、お助け隊を活用する実施団体の増加に寄与する動画構成とすること。

ウ 動画は（3）で想定する視聴者の分類ごとに1本ずつ（計4本）、各3分程度のもを個別に製作すること。ただし、福岡県と受託者の合意により、制作する動画の本数及び長さを変更する場合がある。

エ 多くの視聴者の興味・関心を誘引するような、インパクトの強い、記憶に残るデザイン・動画構成とすること。

オ 動画素材として、委託期間中に実施される県内伝統行事（5件程度）や、当該行事に係る実施団体及びお助け隊員を取材すること。また、関係する市町村や実施団体等から提供された県内伝統行事等の動画素材も使用可とする。

(3) 視聴者の想定及び動画構成イメージ

各動画は以下の視聴者を想定の上、動画構成イメージに基づき撮影・レイアウト等を行うこと。

視聴者の分類	動画構成イメージ
①若年層	<ul style="list-style-type: none">・ 高校や大学の卒業後等、地域を離れた後も当該地域に訪れたいと思えるよう伝統行事や地域の魅力を発信し、お助け隊としての参加を通じて地域に貢献したいという思いを喚起させるもの。・ 動画素材として若い隊員を取材する。

②中高年層	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや仕事がひと段落した時期等に、伝統行事の担い手としてのやりがいや地域とのつながりを持てる魅力を発信するもの。 ・動画素材として中高年の隊員を取材する。
③伝統行事実施団体	<ul style="list-style-type: none"> ・制度活用のメリット及び過去の活用団体の声等を紹介し、制度活用を促すもの。 ・動画素材として実施団体を取材する。
④不特定	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州地域、福岡地域、筑後地域、筑豊地域のそれぞれの魅力や伝統行事の様子を発信し、各地域の伝統行事に参加したいという思いを喚起させるもの。 ・動画素材として各地域の伝統行事の様子を取材する。

(4) その他

本委託業務の目的に資するもので、仕様書に記載の内容以外に効果的な取組みがあれば、業務想定額の範囲内で提案すること。

4 制作上の留意点

- (1) 撮影や画像使用等による肖像権及び著作権の手続き（撮影、編集はもとより、納品後の二次利用や公の会場での放映にあたり、新たな費用を発生させないよう事前処理を含む）を行うこと。
- (2) 委託期間終了後も複数年、動画を使用できるよう、必要な措置を行うこと。
- (3) 撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う際、県による複数回の内容確認及び修正等の校正期間を十分に確保すること。
- (4) 委託料には、出演者の謝礼・交通費の他、必要とする資材や機材の運搬、会場使用料など業務の実施に必要なすべての経費を含むものとする。
- (5) 動画の種類は、アニメーション、実写のいずれでも構わないが、登場人物や内容などをできるだけ具体的に提案すること。
- (6) 必ず、ジェンダーバランスに配慮すること。

5 校正

原則3回程度

6 成果物

- (1) 成果物
 - ア 制作した動画の最終版を保存したDVD等の記憶メディア
 - イ 業務内容をまとめた報告書
- (2) 提出場所

福岡県市町村・地域振興部市町村政策支援課地域政策第一班
- (3) 提出方法
 - (1) アについては電子データ、(1) イについては印刷物及び電子データとする。

(4) 納品期限

(1) アについては、次のとおりとする。なお、各回において納品する具体的な動画は別途指示する。

- ・第1回 令和8年9月11日(金) 2本分
- ・第2回 令和8年10月30日(金) 1本分
- ・第3回 令和9年2月26日(金) 1本分

(1) イについては、令和9年2月26日(金)とする。

7 動画の用途

県において、以下の用途で動画を使用するものとする。また、納品された動画データを県が再編して使用する可能性がある。

- ・ 県が管理する SNS(Instagram、TikTok)や YouTube への掲載
- ・ 福岡県地域伝統行事お助け隊専用ホームページ及び福岡県移住・定住ポータルサイトへの掲載
- ・ 県が実施又は参加する会議、イベントなどでの放映
- ・ その他、県が必要と認めた場所での放映又は配信

8 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (2) 本事業により作成された成果品に係るすべての著作権は、福岡県に帰属するものとし、二次利用及び公の会場での利用を妨げないものとする。また、受託者は成果品に関する著作権者人格権及びその他一切の権利を行使しないものとする。
- (3) 映像・音楽等の著作権、肖像権等の権利関係の処理を済ませた上で、成果品を納入すること。成果品について、著作権等にかかわる問題が第三者との間で生じた場合は、すべて受託者の責任において処理・解決するとともに、福岡県に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) アフターフォローとして、映像の内容に対し必要に応じて多少の修正を求めた場合、これに対応すること。
- (5) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は契約後、速やかに事業終了までの工程表を作成し、提出すること。
- (7) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (8) 事業の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する事業責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (9) 受託者は事業実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めること。

- (10) 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、事業完了年度の終了後から起算して5年間保管すること。
- (11) 県が実施する調査等に協力すること。
- (12) 仕様書に明示のない事項、又は事業上疑義が発生した場合は、両者協議のうえ事業を進めるものとする。
- (13) 本事業の実施にあたっては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月29日福岡県訓令第1号）」に定めるところにより、障がい者が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実に行い、その社会的障壁の除去に可能な限りに努めなければならないこと。
- (14) 本事業の実施にあたっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、県と協議の上、処理すること。